

天理大学ふるさと会代議員会に関する内規

第1条 この内規は、会則第13条に基づき、代議員会に関することを定める。

第2条 代議員会は、天理大学ふるさと会の会員の総意を代表する最高決議機関とする。

第3条 代議員会は、原則として毎年度2回、会長が招集し、その議長となる。

第4条 代議員会は、つぎの事項を審議決定する。

- (1) 会長、副会長、専門委員長、代議員、監事などの選出に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 支部・部会の設立および支部・部会の活動に関する事項
- (4) 資産管理および運用に関する事項
- (5) 予算および決算に関する事項
- (6) 会則および規定に関する事項
- (7) 一般会務に関する事項
- (8) 母校の支援に関する事項
- (9) 会員の資格に関する事項
- (10) その他重要事項

第5条 この内規の改廃は、常務会および代議員会の議を経るものとする。

附 則

1. この内規は、令和6（2024）年4月1日から施行する。